

# 議案 1

## 1 届出内容

(新設 届出年月日：令和4年7月5日、根拠条文：法第5条第1項、条例審議：令和4年6月)

名称	(仮称) スーパーセンタートリアル赤穂細野店			
所在地	赤穂市細野町 28 番 1 ほか			
設置者	株式会社トリアルカンパニー			
施設の用途 (業態)	物品販売業を営む店舗 (食料品、実用衣料、日曜雑貨消耗品 等)			
新設年月日	令和5年2月1日			
店舗面積	4,954 m <sup>2</sup>			
延べ面積、建築面積、敷地面積	6,031 m <sup>2</sup> 、6,031 m <sup>2</sup> 、19,540 m <sup>2</sup>			
用途地域 等	準工業地域			
騒音に係る基準	環境基準：C類型、規制基準：第3種			
駐車収容台数	260 台 (全体収容台数 372 台) (≧ 必要台数 259 台)			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
駐輪収容台数	71 台			
荷さばき施設面積	120 m <sup>2</sup>			
廃棄物等保管容量	47.25 m <sup>3</sup>			
営業時間	24 時間			
駐車場の利用時間	24 時間			
駐車場の出入口の数	出入口 2 箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで			
備考				

## 2 法第8条第1項及び第2項の規定による意見の有無

赤穂市の意見の有無	あり
赤穂市の区域内に居住する者等の意見の有無	なし

### 3 重要事項

#### (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

##### ① 駐車場に関する事項

###### 【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 259 台に対し、来客用駐車台数を 260 台（全体収容台数 372 台）確保する。

〔指針式〕

$$4.954 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 951.38 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 80\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数} 0.954 \approx 259 \text{ 台}$$

##### ② 道路交通への影響に関する事項

###### 【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

###### ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

$$4.954 \text{ 千} \text{ m}^2 \times 951.38 \text{ 人/千} \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率} 14.4\% \times \text{分担率} 80\% \div \text{平均乗車人員} 2.0 \text{ 人/台} \\ \approx 271 \text{ 台/h}$$

- 商圈（店舗を中心に半径 5.0km）を 5 方面に分け、各方面別の世帯数比で 271 台/h を各地域からの経路に配分する。

方面	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
A	919	5.4	各 15
B	1,816	10.7	各 29
C	5,053	29.9	各 81
D	1,361	8.1	各 22
E	7,768	45.9	各 124
計	16,917	100.0	各 271

###### イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔交差点A：令和 3 年 10 月 29 日(金)、30 日(土)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 271 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
交差点A	0.373	0.385	0.490	0.519	
みなみのなかにし (南野中西)	0.468	0.433	0.672	0.653	西流入左直右
	0.303	0.354	0.464	0.515	東流入左直右
平：17 時台	0.324	0.489	0.352	0.520	北流入左直右
休：11 時台	0.376	0.484	0.380	0.489	南流入左直右

ウ 無信号交差点における右折の交通処理検討

- 現況交通量調査〔交差点B及び交差点C：令和3年10月29日(金)、30日(土)〕に、上記で算出した新たに発生する自動車台数各271台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法（OECD報告書）により評価。
- 無信号交差点における来退店車両の右折に係る遅れの指標は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

交差点B（主道路：市道東洋紡前線、従道路：市道中広木津線）

開店後	市道中広木津線 →市道東洋紡前線	
	平日 (11時台)	休日 (11時台)
交通容量	425	331
実交通量	172.5	211.5
余裕交通容量	252.5	119.5
遅れの指標	滞留しない	滞留しない

交差点C（主道路：市道南野中千鳥線、従道路：市道東洋紡前線）

※直接の来退店経路にはなっていないが、南流入直進の車両が増え、既存の右折する車両を遮ることとなるため検討。

開店後	市道南野中千鳥線 →市道東洋紡前線		市道東洋紡前線 →市道南野中千鳥線	
	平日 (17時台)	休日 (11時台)	平日 (17時台)	休日 (11時台)
交通容量	808	792	290	287
実交通量	22	23	174	273
余裕交通容量	786	769	116	14
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

□ 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源 ( )は夜間のみ	昼間		夜間	
			環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
A	1.2m	住宅	60 dB (C類型)	37dB	50 dB (C類型)	35dB
	4.2m	住宅		48dB		46dB
B	1.2m	住宅		47dB		46dB
C	1.2m	住宅		35dB		33dB
D	1.2m	住宅		40dB		40dB
E	1.2m	住宅		32dB		32dB
	4.2m	住宅		45dB		45dB
F	1.2m	住宅		40dB		40dB
	4.2m	住宅	49dB	48dB		

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

- 全ての点で、環境基準を下回っている。

□ 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源	規制基準	騒音レベル	
a	1.2m	道路	50 dB(第3種)	34dB	
	4.2m	道路		52dB	
b	1.2m	遊戯店		52dB	
c	1.2m	道路		設備稼働音(合成音) 〔自動車走行音〕	54dB
					[53dB]
d	4.2m	住宅		53dB	
e	4.2m	住宅		設備稼働音(合成音) 〔設備稼働音(単体音)〕	39dB
					[32dB]
f	1.2m	住宅		32dB	
	4.2m	住宅		53dB	
g	1.2m	住宅		設備稼働音(合成音) 〔自動車走行音〕	34dB
					[33dB]
a'	1.2m	住宅		35dB	
	4.2m	住宅		49dB	
b'	1.2m	住宅		47dB	
d'	1.2m	住宅		36dB	
f'	1.2m	住宅	32dB		
	4.2m	住宅	45dB		

※各予測地点において、主に騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

※設備稼働音については、安全側の検討となる合成音で検討している。

〔 〕は、設備稼働音を合成音で検討しない場合の主な音源

○a、b、c、d、fで規制基準を上回っているが、住宅壁面である(a'、b'、d'、f')では規制基準を下回る。また、cについては上回っているが、住宅が立地しないと考えられる道路及び河川敷である。

これらのことより、周辺的生活環境に大きな影響はないと考える。

なお、設備稼働音を単体の音で検討すると、さらに騒音レベルは下がるため、さらに大きな影響はないと考える。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

○ 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 47.25 m<sup>3</sup> > 指針 23.08 m<sup>3</sup>)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量	合計
紙製廃棄物等	1日	10.30 m <sup>3</sup>	23.08 m <sup>3</sup>
金属製廃棄物等		0.35 m <sup>3</sup>	
ガラス製廃棄物等		0.30 m <sup>3</sup>	
プラスチック製廃棄物等		9.91 m <sup>3</sup>	
生ゴミ等		1.52 m <sup>3</sup>	
その他可燃性廃棄物等		0.70 m <sup>3</sup>	

○ リサイクル品(再利用対象物)保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場出入口とは別に、歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・ 駐車場出入口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。
- ・ 繁忙日等には、駐車場出入口に交通誘導員を配置する。
- ・ 駐車場内に、歩行者用通路を整備する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 従業員等による巡回を行い、防犯対策に努める。

③ 街並みづくり等への配慮に関する事項

- ・ 「景観法」、「赤穂市都市景観の形成に関する条例」、「兵庫県屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・ 兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地の緑化を行う。

<必要緑化面積>

$$\text{敷地} : 19,540 \text{ m}^2 \times (100\% - \text{建蔽率 } 60\%) \times 50\% = 3,908 \text{ m}^2$$

<計画緑化面積>

$$\text{敷地 } 3,921 \text{ m}^2 > 3,908 \text{ m}^2$$

4 法第8条第1項の規定により赤穂市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
1 騒音規制基準については、騒音規制法及び県条例において、特定施設を有する工場・事業場では、敷地境界線上で守らねばならない騒音の規制基準が規定されている。実際に稼働して、万が一騒音関係で周辺住民から苦情が出て、規制基準を上回るようなことがあれば、対策を行われたい。	店舗の開店後において、万一、騒音に係る苦情を頂き、また現に規制基準を上回る場合は、適切な対策を講じます。	設置者の対応は妥当と判断する。
2 関係法令に基づく規制基準の遵守はもとより、地域住民等へ悪影響が及ばないよう、公害防止に努められたい。また、万が一、地域住民から苦情等が出た場合は、真摯に対応されたい。	関係法令に基づく規制基準を遵守の上、公害防止に努めてまいります。また、万一、地域住民から苦情等を頂いた場合は、真摯に対応します。	
3 指針に基づく対応のみならず、県条例の基本計画書に係る意見にも付したとおり、交通安全等の問題が発生した場合は、協議・対策を行われたい。	交通安全等の問題が発生した場合は、協議を行い、対策を検討いたします。	

5 法第8条第2項の規定により赤穂市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

## 6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p><b>【兵庫県警察本部交通規制課】</b></p> <p>1 案内誘導看板等の設置について            出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、設置箇所については事前に赤穂警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路について            チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置について</p> <p>(1) 開店から当分の間、繁忙日等については、出入口、周辺交差点等に交通誘導員を配置して来退店車両に対する適切な交通誘導を行い、交通の安全を確保されたい。</p> <p>(2) 開店後の状況によっては、駐車場の出入庫車両と周辺道路の通過交通が交錯するおそれがあることから、交通安全上必要な地点に交通誘導員を適宜配置するなど、交通の安全と円滑に配慮されたい。</p> <p>4 周辺地域における生活環境の保持について            開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認するとともに、交通状況について問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、速やかに必要な対策を講じられたい。</p>	<p>出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、設置箇所について事前に赤穂警察署長と調整いたします。</p> <p>来退店経路については、折り込みチラシ・ホームページ等を使用し、周知をいたします。また、出入口部には案内誘導看板を設置し、左折入出庫での周知を徹底します。</p> <p>(1) 開店時から当分の間及び繁忙日等については、出入口等に交通誘導員を配置し、交通の安全を確保します。なお、開店後に万一、当該店舗が起因して周辺交差点等での交通状況に支障が生じる場合は、交通誘導員を配置して適切な誘導を行う等、対策を講じます。</p> <p>(2) 開店後の周辺交通の状況によっては、必要に応じ関係機関との協議を行い、交通誘導員を適宜配置します。</p> <p>開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認するとともに、交通処理等の状況について問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、速やかに必要な対策を講じます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p><b>【環境整備課】</b></p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めること。</p> <p>2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めること。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再利用に努めます。</p> <p>レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。</p>	<p>同上</p>

<p>3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談のうえ、慎重に判断すること。</p>	<p>今後、資源ごみ等の回収ボックスの設置を検討する場合は、事前に赤穂市に相談致します。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p><b>【河川整備課】</b> 本件計画地の一部が河川保全区域に該当することから、河川法第 55 条の許可等が必要となる場合があるため、進入路の占用等河川法に関する許可等が必要な場合は、事前に県光都土木事務所に協議を行われたい。</p>	<p>進入路の占有等について、事前に県光都土木事務所と協議の上、許可を受けております。</p>	<p>同上</p>
<p><b>【下水道課】</b> 1 汚水及び雨水排水処理にあたっては、市（下水道管理者）と十分調整すること。  2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあたっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮すること。</p>	<p>汚水及び雨水排水処理について、赤穂市と調整を行っております。  敷地内には透水管や浸透枘を設置し、雨水の流出の抑制に努めます。</p>	<p>同上</p>
<p><b>【総合治水課】</b> 1 総合治水条例第 11 条により、規模が 1 ha 以上であって、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、その開発行為をあらかじめ届け出る義務がありますので、光都土木事務所と事前に協議されたい。  2 総合治水条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。  3 総合治水条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p>	<p>開発行為について県光都土木事務所と事前に協議を行い、届出が不要である旨を確認しております。  雨水の一時貯留施設の設置予定はありませんが、緑地、グラスパーキング、透水管や浸透枘の設置により、雨水浸透を行います。  雨水の一時貯留施設の設置予定はありませんが、緑地、グラスパーキング、透水管や浸透枘の設置により、雨水浸透を行います。</p>	<p>同上</p>

<p>4 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、総合治水条例第 44 条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。</p>	<p>主要な電気設備は高所に設置するなど、耐水機能の保持に努めます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p><b>【都市政策課 都市政策班】</b></p> <p>1 都市政策に関すること</p> <p>誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&amp;アドバイス制度を活用されたい。延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>未満の物販店舗の場合は、施設の完成後に点検表に基づいてより簡易に点検を行う「点検表型」のチェック&amp;アドバイスを活用できるため、ぜひ検討されたい。</p> <p>また、点検表の基準を一定満たすと「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p> <p>2 緑化に関すること</p> <p>環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。</p> <p>また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p> <p>3 景観、屋外広告物ならびに開発に関すること</p> <p>本事業計画には、赤穂市都市景観の形成に関する条例、兵庫県屋外広告物条例が適用される。各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>福祉のまちづくり条例に基づくチェック&amp;アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル施設認定制度の利用を検討します。</p> <p>環境の保全と創造に関する条例に基づき、必要な緑化を行います。また、建築物等緑化計画届を提出しております。</p> <p>景観法、赤穂市都市景観の形成に関する条例、兵庫県屋外広告物条例に基づいた計画とします。また、必要な申請等手続を行っております。</p>	<p>同上</p>

## 7 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。</li><li>2 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。</li><li>3 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関や関係者等と協議の上、必要な対策を講じること。 特に、市道中広木津線は幅員が狭く、複数の店舗も近接していることから、事故の発生や渋滞が懸念されるため、必要に応じて対策を講じること。</li><li>4 近隣の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。</li><li>5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。</li></ol>

## 議案2

### 1 基本計画書の内容（提出年月日：令和4年10月11日、根拠規定：条例第3条第1項）

名称（新築等の区分）	（仮称）ドラッグコスモス三木加佐店（新築）		
所在地	三木市加佐字町田 221 番 1 ほか		
事業者	株式会社コスモス薬品		
施設の用途	物品販売業を営む店舗（医薬品など）		
着工時期、開店時期	令和5年2月頃、令和5年8月頃		
施設面積 （広域土地利用プログラム対象面積）	1,643 m <sup>2</sup>		
物品販売業を営む店舗の 面積	1,300 m <sup>2</sup>		
飲食店、映画館等面積	0 m <sup>2</sup>		
延べ面積、敷地面積	1,643 m <sup>2</sup> 、 4,791 m <sup>2</sup>		
用途地域等	第一種住居地域		
駐車場の収容台数	49 台（全体台数 65 台） $\geq$ 必要台数 49 台		
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数
営業時間	午前9時から午後9時45分まで		

### 2 重要事項

#### （1）まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断
------

適
---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 計画地は、大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムの「商業ゾーン以外」の地域で、床面積の上限 6,000 m<sup>2</sup> に対して、計画施設の床面積はこれを下回る 1,643 m<sup>2</sup> である。
- 三木市都市計画マスタープランでは「市街地ゾーン」に位置づけられており、まちの活力の維持・向上を図るとされている。
- 以上により、本計画は県及び市のまちづくりに関する計画に整合していると判断する。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 49 台に対し、来客用駐車台数を 49 台（全体収容台数 65 台）確保する。

〔指針式〕

$$1.300 \text{ 千}^2 \times 1,061 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数 } 0.62 \approx 49 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新築により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

$$1.300 \text{ 千}^2 \times 1,061 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 80\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \approx 79 \text{ 台/h}$$

- 商圈（店舗を中心に半径 1.5km）を 7 方面に分け、各方面別の世帯数比で 79 台/h を各地域からの経路に配分する。

方面	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	1,149	15.9	各 13
②	1,410	19.5	各 15
③	1,700	23.5	各 19
④	1,392	19.3	各 15
⑤	746	10.3	各 8
⑥	459	6.3	各 5
⑦	374	5.2	各 4
計	7,230	100.0	各 79

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔地点 1 及び地点 2：令和 3 年 11 月 21 日(日)、22 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 79 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点 1 交差点 ( - )	0.397	0.275	0.441	0.295	
	0.33	0.21	0.35	0.23	北流入左直右
	0.48	0.25	0.52	0.28	南流入左直右
平：17 時台	0.45	0.32	0.52	0.39	西流入左直右
休：14 時台	0.44	0.38	0.46	0.40	東流入左直右

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
地点2交差点 (平田北)  平：17時台 休：11時台	0.433	0.360	0.456	0.382	
	0.39	0.23	0.40	0.24	北流入左直右
	0.59	0.53	0.62	0.56	南流入左直右
	0.22	0.19	0.23	0.19	西流入左直
	0.05	0.07	0.05	0.07	西流入右折
	0.44	0.35	0.47	0.38	東流入左直
	0.01	0.01	0.02	0.02	東流入右折

### ウ 出入口における右折の交通処理検討

- 現況交通量調査〔地点1：令和3年11月21日(日)、22日(月)〕に、上記で算出した新たに発生する自動車台数各79台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法(OECD報告書)により評価。
- 無信号交差点における来退店車両の右折に係る遅れの指標は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：市道府内大村線、従道路：出入口)

開店後	市道府内大村線 →出入口		出入口 →市道府内大村線	
	平日 (17時台)	休日 (14時台)	平日 (17時台)	休日 (14時台)
交通容量	810	910	323	410
実交通量	47	47	79	79
余裕交通容量	763	863	244	331
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

### (3) 道路以外の公共施設への影響に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の敷地からおおむね500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設に対する影響

- 計画地の周辺には、影響を与える公共施設はない。

### (4) 景観形成に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画(市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等)の有無

- 「兵庫県景観の形成等に関する条例」「兵庫県屋外広告物条例」に基づき、周辺の景観との調和に努めた計画とする。
- 「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地の緑化を行う。

<必要緑化面積>

$$\text{敷地緑化} : 4,791 \text{ m}^2 \times (100\% - \text{建蔽率 } 60\%) \times 50\% \approx 958 \text{ m}^2$$

<計画緑化面積>

$$619 \text{ m}^2 (\text{平面緑化}) + 342 \text{ m}^2 (\text{壁面緑化}) = 961 \text{ m}^2 > 958 \text{ m}^2 (\text{必要緑化})$$

### 3 条例第4条第1項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	知事の判断
<p>【三木市】</p> <p>&lt;都市計画の観点からの意見&gt;</p> <p>三木市都市計画マスタープランにおいては、計画地は「市街地ゾーン」に位置づけられているため、支障ない。</p>	—	—
<p>&lt;その他計画等に対する意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（事業）区域南側の道路を市立平田小学校及び三木中学校の児童・生徒が通学するため、繁忙時は交通指導員の配置、出入口の注意喚起看板設置等により、児童・生徒の登下校の安全確保を徹底されたい。</li> <li>・市道府内大村線に出るために車両が敷地内で渋滞することにより、侵入しようとする車両の道路上の渋滞が懸念され、通行車両に影響を及ぼす恐れがあるため、繁忙時は誘導員を設けるなど、常に敷地内で車両が円滑に通行できるよう対策を取るよう指導されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場出入口には、一旦停止や左右安全確認、通学路注意の看板を設置します。また、オープン時や繁忙時には交通誘導員を配置し、児童・生徒の安全確保に努めます。</li> <li>・場内には約10mの駐車待ちスペースを設けます。また、オープン時や繁忙時には交通誘導員を配置し、スムーズな出入庫に努めます。</li> </ul>	事業者の対応は妥当と判断する。
<p>【兵庫県警察本部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置について</p> <p>出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、設置箇所については、事前に三木警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路について</p> <p>チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路を周知するよう広報を徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置について</p> <p>(1) 開店から当分の間及び繁忙日等については、必要に応じ、出入口及び周辺交差点等に交通誘導員を配置されたい。</p> <p>(2) 開店後の状況によっては、駐車場出入りの交通と周辺道路の通過交通が錯綜するおそれがあることから、必要な地点に交通誘導員を配置されたい。</p> <p>(3) 営業時間中における荷さばき施設の利用に当たっては、交通誘導員を配置されたい。</p>	<p>出入口を明示する案内誘導看板を設置します。設置箇所については、事前に三木警察署長と調整済みです。</p> <p>来退店経路については、オープン時のチラシ等へ掲載し、お客さまに周知します。</p> <p>(1) 開店から当分の間及び繁忙日等については、必要に応じ、出入口及び周辺交差点等に交通誘導員を配置します。</p> <p>(2) 開店後の周辺交通の状況によっては、必要な地点に交通誘導員を適宜配置し、交通の安全と円滑に努めます。</p> <p>(3) 営業時間中における荷さばき施設を利用する際には、従業員や交通誘導員等を配置し安全誘導に努めます。</p>	同上

<p><b>【総合治水課】</b></p> <p>1 総合治水条例第 10 条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。</p> <p>2 総合治水条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <p>3 総合治水条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <p>4 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、総合治水条例第 44 条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。</p>	<p>1 敷地内には調整池を設けません。が、雨水の流出を抑制する対策として、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、機能の維持管理に努めます。</p> <p>2 本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p> <p>3 本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p> <p>4 室外機や電気設備等は、屋上に配置し、浸水による被害を軽減する耐水機能の維持に努めます。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p><b>【都市政策課】</b></p> <p>1 都市政策に関すること</p> <p>誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&amp;アドバイス制度を活用されたい。延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>未満の物販店舗の場合は、施設の完成後に点検表に基づいてより簡易に点検を行う「点検表型」のチェック&amp;アドバイスを活用できるため、ぜひご検討いただきたい。</p> <p>また、点検表の基準を一定満たすと「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p>	<p>福祉のまちづくり条例に基づくチェック&amp;アドバイス制度について、活用を検討します。完成後、弊社にて自主的に点検表とのチェックを行い、基準を満たしていれば、都市政策課へ相談し、ひょうご県民ユニバーサル認定制度の認定についても検討します。</p> <p>なお、都市政策課とは事前協議済みです。</p>	<p>同上</p>

<p>2 緑化に関すること</p> <p>環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。</p> <p>また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p> <p>3 景観、屋外広告物ならびに開発に関すること</p> <p>本事業計画には、兵庫県景観の形成等に関する条例、兵庫県屋外広告物条例が適用される。各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>環境の保全と創造に関する条例の緑化基準に従い計画します。なお、建築物等緑化計画届出については、建築確認申請前に提出前に手続きします。</p> <p>兵庫県景観の形成等に関する条例、兵庫県屋外広告物条例の基準等を遵守し、申請等必要な手続を適切に行います。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【建築指導課】</p> <p>都市計画法第 29 条第 1 項に基づく開発許可等の要否について、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課と協議・調整の上、必要な場合は所要の手続を行われたい。</p>	<p>都市計画法第 29 条第 1 項に基づく開発許可等の要否について、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課と協議・調整します。必要な場合は所要の手続を行います。</p>	<p>同上</p>

#### 4 条例第 4 条第 2 項の規定による知事の意見(案)

<p>知事の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。</li> <li>2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。</li> <li>3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫及び路線バスの円滑な運行の確保を図ること。</li> <li>4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客等に安全運転を周知するとともに、教育委員会との協議に基づき通学路注意の看板を設置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。</li> <li>5 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。</li> <li>6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。</li> </ol>

### 議案 3

#### 1 基本計画書の内容（提出年月日：令和4年10月6日、根拠規定：条例第3条第1項）

名称（新築等の区分）	（仮称）マルアイ新広畑店（新築）		
所在地	姫路市広畑区才754番地1 ほか		
事業者	株式会社マルアイ 株式会社レデイ薬局		
施設の用途	物品販売業を営む店舗（食料品ほか）		
着工時期、開店時期	令和5年1月頃、令和5年8月頃		
施設面積 （広域土地利用プログラム対象面積）	2,553 m <sup>2</sup>		
物品販売業を営む店舗の面積	1,987 m <sup>2</sup>		
飲食店、映画館等面積	0 m <sup>2</sup>		
延べ面積、敷地面積	2,553 m <sup>2</sup> 、8,581 m <sup>2</sup>		
用途地域等	第二種中高層住居専用地域		
駐車場の収容台数	84台（全体台数151台）≧必要台数84台		
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数
営業時間	午前9時から午後9時まで		

#### 2 重要事項

##### （1）まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断	適
------	---

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 計画地は、大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムの「商業ゾーン以外」の地域で、床面積の上限6,000 m<sup>2</sup>に対して、計画施設の床面積はこれを下回る2,553 m<sup>2</sup>である。
- 姫路市都市計画マスタープランでは、専用住宅地として位置づけられているが、当該施設は既存店舗の建替えであることや、住宅地にある地域密着店舗として、地域住民の生活の利便性の向上に繋がるものであることから、都市計画の観点から支障ない。
- 以上により、本計画は県及び市のまちづくりに関する計画に整合していると判断する。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 84 台に対し、来客用駐車台数を 84 台（全体収容台数 151 台）確保する。

[指針式]

$$1.987 \text{ 千m}^2 \times 1,320.52 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数 } 0.682 \approx 84 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新築により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数（本計画）

[指針式]

$$1.987 \text{ 千m}^2 \times 1,320.52 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \approx 123 \text{ 台/h}$$

- 計画地南の（仮称）イトウゴフク広畑店も同時期の開業を計画していることから、同計画の来店自動車台数も計算に加える。

ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

[指針式]

$$1.296 \text{ 千m}^2 \times 1,348.16 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \approx 82 \text{ 台/h}$$

- 商圈（店舗を中心に半径 1.0km）を 4 方面に分け、各方面別の世帯数比で 123 台/h 及び 82 台/h を各地域からの経路に配分する。

方面	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)	
			本計画	イトウゴフク
A	225	4.7	各 6	各 4
B	1,655	34.4	各 42	各 28
C	1,504	31.3	各 39	各 26
D	1,424	29.6	各 36	各 24
計	4,808	100.0	各 123	各 82

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔交差点A：令和 4 年 3 月 13 日(日)、14 日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各 123 台/h 及び計画地南の 82 台/h を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
交差点A (正門一丁目)	0.478	0.490	0.545	0.559	
	0.501	0.455	0.549	0.506	西流入左直右
	<b>0.607</b>	<b>0.605</b>	<b>0.607</b>	0.605	東流入左直
	0.106	0.089	0.245	0.224	東流入右折
	0.343	0.395	0.586	<b>0.642</b>	北流入左直右
	0.328	0.330	0.328	0.330	南流入左直
平：11 時台 休：11 時台	0.296	0.331	0.507	0.554	南流入右折

### ウ 出入口における右折の交通処理検討

- 現況交通量調査〔交差点A：令和4年3月13日(日)、14日(月)〕に、上記で算出した新たに発生する自動車台数各123台/h及び計画地南の82台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法（OECD報告書）により評価。
- 無信号交差点における来退店車両の右折に係る遅れの指標は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：市道勝原219号線、従道路：出入口①)

開店後	市道勝原219号線 →出入口①		出入口① →市道勝原219号線	
	平日 (11時台)	休日 (11時台)	平日 (11時台)	休日 (11時台)
交通容量	1,034	1,004	419	414
実交通量	70	70	10	10
余裕交通容量	964	934	409	404
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

#### (3) 道路以外の公共施設への影響に関する事項

県の判断

適

当該大規模集客施設の敷地からおおむね500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設に対する影響

- 計画地の周辺には、影響を与える公共施設はない。

#### (4) 景観形成に関する事項

県の判断

適

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画（市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等）の有無

- 「景観法」「姫路市都市景観条例」「姫路市屋外広告物条例」に基づき、周辺の景観との調和に努めた計画とする。
- 「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地の緑化を行う。

<必要緑化面積>

A棟：敷地緑化：4,277.87 m<sup>2</sup> × (100% - 建蔽率60%) × 50% ≒ 855.58 m<sup>2</sup>

B棟：敷地緑化：4,303.60 m<sup>2</sup> × (100% - 建蔽率60%) × 50% ≒ 860.72 m<sup>2</sup>

<計画緑化面積>

A棟：271.62 m<sup>2</sup> (敷地) + 175.00 m<sup>2</sup> (駐車場) + 445.20 m<sup>2</sup> (屋上) = 891.82 m<sup>2</sup> > 855.58 m<sup>2</sup>

B棟：585.08 m<sup>2</sup> (敷地) + 300.53 m<sup>2</sup> (壁面) = 885.61 m<sup>2</sup> > 860.72 m<sup>2</sup>

### 3 条例第4条第1項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	知事の判断
<p>【姫路市】</p> <p>&lt;都市計画の観点からの意見&gt;</p> <p>計画地の存する区域は、姫路市都市計画マスタープランにおいて、専用住宅地として位置づけられており、当該施設は既存店舗の建替えであることや、住宅地にある地域密着店舗として、地域住民の生活の利便性の向上に繋がるものであることから、都市計画の観点から支障ない。</p>	—	—

<p>&lt;その他計画等に対する意見&gt;  <b>街並みづくり等への配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さが 12m を超える又は建築面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超える建築物を建築する場合や既存建築物の色彩の変更等がある場合は景観法に基づく届出が必要。</li> <li>・ 屋外広告物を設置する場合は、許可が必要となるので協議が必要です。特に申請地は禁止地域に該当しますので、広告物について厳しい制限があるので注意すること。</li> </ul> <p><b>都市計画の観点から</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在事業中である都市計画道路（3. 3. 29 夢前川右岸線）に隣接しているため、境界等について、事業者である兵庫県と調整の上、建築工事等行うこと。</li> </ul>	<p>景観法に基づく届出について、協議済みであり、届出を提出しております。</p> <p>屋外広告物の設置について、現在協議を行っており、令和 5 年 1 月に協議完了を予定しております。</p> <p>境界等について、事業者である兵庫県と調整の上、建築工事等を行います。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p><b>【兵庫県警察本部交通規制課】</b></p> <p>1 出入口の設置位置について  出入口①（北側）に接する姫路市道 219 号線については、道路の改良工事が計画されており、道路改良後における出入口の設置位置が交差点内になる可能性があることに留意されたい。</p> <p>2 案内誘導看板等の設置について  出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、設置箇所及び内容については、事前に網干警察署長と調整されたい。</p> <p>3 来退店経路について  チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路を周知するように徹底されたい。</p> <p>4 店舗出入口等への交通誘導員の配置について  (1) 開店から当分の間、繁忙日等については、交通誘導員による誘導を実施されたい。  (2) 営業時間中の荷さばき車両に対しては、交通誘導員による誘導を実施されたい。</p>	<p>都市計画道路（県道広畑青山線）の改良工事後における出入口の位置及び運用について、今後も継続して関係機関と協議を行います。</p> <p>出入口の案内誘導看板を設置するとともに、設置箇所について事前に網干警察署長と調整いたします。</p> <p>来退店経路については、オープン時の折込チラシ及び・ホームページ等により周知します。</p> <p>(1) 開店時から当分の間及び繁忙日等については、出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の誘導、及び、交通の安全を確保します。  (2) 荷受け誘導員を配置し、荷さばき車両を安全に誘導します。</p>	<p>同上</p>

<p><b>【総合農政課農林水産政策班】</b>      施設の整備により周辺農地での営農作業及び営農条件に支障が生じることの無いよう配慮されたい。      なお、整備後に周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、当該支障の除去のために措置を講じられたい。</p>	<p>施設の整備により周辺の内での営農作業及び営農条件に支障が生じることの無いよう配慮します。      また、整備後に周辺農地において、営農上支障が生じることが明らかになった場合は、原因を確認し、当該支障の除去のために措置を講じます。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p><b>【総合農政課農地管理調整班】</b>      計画区域内に農地が存している場合、事前に、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく手続が必要となるため、事前に姫路市農業委員会宛て協議されたい。      また、施設整備に当たっては、周辺農地の営農に支障を来たすことのないよう、留意されたい。</p>	<p>農地法に基づく手続について、姫路市農業委員会と事前に協議済みです。      施設整備において、周辺農地の営農に支障をきたさないよう努めます。</p>	<p>同上</p>
<p><b>【道路保全課】</b>      1 広畑青山線（計画道路）の完成形を考慮した計画（接道位置及び進入方法等）についても協議されたい。      2 広畑青山線（計画道路）の道路改良工事が施工される際は、接道位置及び進入方法について調整されたい。      3 道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議等を行われたい。</p>	<p>広畑青山線（計画道路）の完成形を考慮した計画について今後も継続して関係機関と協議を行います。      広畑青山線（計画道路）の道路改良工事が施工される際は、接道位置及び進入方法について調整します。      道路法の許認可について、事前に協議を行います。</p>	<p>同上</p>
<p><b>【総合治水課】</b>      1 総合治水条例第10条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。      2 総合治水条例第21条第1項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。      3 総合治水条例第21条第2項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p>	<p>当該計画は浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為には該当いたしません。姫路土木事務所より協議不要の回答をいただいております。      雨水の一時貯留施設の設置予定はありませんが、緑地、グラスパーキング、透水管や浸透柵の設置により、雨水浸透を行います。      雨水の一時貯留施設の設置予定はありませんが、緑地、グラスパーキング、透水管や浸透柵の設置により、雨水浸透を行います。</p>	<p>同上</p>

<p>4 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、総合治水条例第 44 条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。</p>	<p>主要な電気設備は高所に設置するなど、耐水機能の保持に努めます。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p><b>【都市政策課】</b></p> <p>1 都市政策に関すること      誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&amp;アドバイス制度を活用されたい。延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>未満の物販店舗の場合は、施設の完成後に点検表に基づいてより簡易に点検を行う「点検表型」のチェック&amp;アドバイスを活用できるため、ぜひ検討されたい。      また、点検表の基準を一定満たすと「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p> <p>2 緑化に関すること      環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。      また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p> <p>3 景観、屋外広告物ならびに開発に関すること      本事業計画には、景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例が適用されます。各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>福祉のまちづくり条例に基づくチェック&amp;アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル施設認定制度の利用を検討します。</p> <p>環境の保全と創造に関する条例に基づき、必要な緑化を行います。また、建築物等緑化計画届を提出しております。</p> <p>景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例に基づく基準等を遵守し、申請等必要な手続を適切に行います。</p>	<p>同上</p>

#### 4 条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)

知事の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	次の留意事項を付記する。 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 5 建築物及び屋外広告物は、周辺地域の景観に配慮した外観及び形態にすること。 6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。